

## 第2回吹田市政策会議開催結果について

日時:平成29年8月8日(火)12時30分～14時00分

場所:特別会議室(本庁舎高層棟4階)

政策会議構成員6名の出席

(市長、春藤副市長、池田副市長、総務部長、行政経営部長、児童部長)

○案 件 名	○担当及び関連する部局名
大阪府福祉医療費助成制度再構築に伴う市単独助成の取扱いについて	児童部(子育て給付課) 福祉部(障がい福祉室) 健康医療部(国民健康保険室)
○審議内容と結果	
<p><b>【案件概要】</b> 大阪府の補助金事業として実施されてきた福祉医療費助成制度(老人医療、障がい者医療、ひとり親家庭医療、乳幼児医療)について、府は平成29年3月24日の議会において、平成30年4月からの再構築を決定しました。 再構築の目的としては、持続可能な制度構築の観点から、対象者・給付の範囲を真に必要なものへ選択・集中するとともに、受益と負担の適正化を図ることとしており、内容としては、障がい者医療と老人医療を整理・統合するとともに、助成対象者の見直しを行い、より重度の障がい者に対する医療費助成制度とするものです。また、ひとり親家庭医療においては、裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者に対象を拡充するものです。 本市では府の再構築に伴い、市単独事業についても見直しを行うものです。</p>	
<p><b>【所管部の考え方】</b> 持続可能な制度構築の観点から、対象者・給付の範囲をより必要なものへ選択・集中するとともに、受益と負担の適正化を図ることとする大阪府の再構築に伴い、市単独事業である中度の障がい者を対象とした老人医療費助成制度の廃止及び入院時食事療養費等の助成を廃止するものです。 また、子ども医療費助成制度については、切れ目のない子育て支援施策のひとつとして、未来を担う子どもたちの健やかな成長をより一層支援するため、小・中学生を対象に設けている所得制限を撤廃するものです。</p>	
<p><b>【審議事項】</b> 1 老人医療費(一部負担金相当額等一部助成)助成制度で行う、身体障がい者手帳3・4級、療育手帳B1所持者への助成の廃止 2 障がい者医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度・子ども医療費助成制度で行う、入院時食事療養費等の助成の廃止 3 子ども医療費助成制度における小中学生に係る所得制限の撤廃</p>	
<p><b>【審議結果】</b> 各事項について、資料に基づき説明があり、その後質疑応答を行った。</p> <p>質問・・・制度の再構築に伴い、条例改正の必要はあるのか。 回答・・・対象者や助成の範囲については、概ね条例に規定があるため、これらの変更については、条例改正が必要である。自己負担金額の変更については、規則改正で対応できると考えている。また、「吹田市老人医療費の助成に関する条例」は廃止することになる。</p> <p>質問・・・条例の提案はいつ行うのか。 回答・・・本年の9月議会を予定している。</p> <p>指示・・・福祉サービスの充実といった流れの中で、府の制度の再構築があり、それを踏まえて市の制度の見直し及び再構築を行おうとしている。その際、「制度全体としての充実を図る中で、持続可能な制度としていくため、一部ご負担をお願いしたい」といった説明をする必要がある。 また、医療費負担の動きだけでなく、福祉サービスの受給者の動向と合わせて推移を見る必要がある。 さらに、説明の際に重要なことは、障がい者施策の中で、本市が何を優先していくかという考えを明示することである。福祉サービスの具体的事例で言うと、市単独で行っている福祉年金があるが、これらの制度も含めて、障がい者施策として総合的に考えていく必要がある。</p> <p>指示・・・子ども医療費助成制度の所得制限の撤廃は、福祉的な措置ではなく、子育て支援の施策として行うものである。他市での実施状況を根拠にするのではなく、市として必要な制度であると考え、位置づけるものである。 そのことも踏まえて説明するように。</p> <p>指示・・・①国や府における制度変更との整合性、②国や府における制度変更の結果生じた不公平への対応、③2040年までを視野に入れた持続可能な制度の構築、④真に必要なものへの選択と集中、⑤選択の結果、対象外となった人のサポートの必要性に関する検討(その結果としての激変緩和措置、市単独での助成) 市が福祉政策に関する判断を行う際には、以上の点を踏まえて判断する必要があり、どの考え方に基づいての判断であるかについて説明できるようにしておくこと。</p> <p>指示・・・福祉を充実させていくためには、福祉部はもちろんのこと、児童部、健康医療部、学校教育部の緊密な連携が不可欠である。今後も、連携を強化しつつ、施策を推進するように。</p>	
<p>まとめ・・・本案件は承認された。指示に基づき、手続きを進めることとする。</p>	